北秋田市
ごみ集積所整備費補助金
を利用してごみ集積所を整備しませんか

市では、自治会及び町内会等が実施するごみ集積所の整備に係る費用の一部に補助金を交付します。令和８年度から固定式の補助金限度額は 10 万円になりました。

１　補助基準

（1）骨組みが木造又は金属で製作されたものであること。
（2）固定式の場合は風水害又は積雪に耐えられる強固なものであること。
　　ただし、折りたたみ式の場合は適切に収納できること。
（3）屋根、側面がすべて囲まれ、鳥類及び小動物が侵入できない構造となっていること。

２　補助対象経費

（1）ごみ集積庫の新設・更新（撤去及び処分経費含む。）に要する経費。
（2）ごみ集積庫の修繕及び改修に要する経費。

３　補助金の額

（1）補助対象経費の１／２以内を予算の範囲内で補助金を交付します。
　（補助金の限度額は固定式の場合は 10 万円、折りたたみ式の場合は３万円です。）
（2）補助金の額に 1,000 円未満の端数があるときは、その端数の金額を切り捨てます。

４　補助金の交付制限

この補助金の交付を受けて整備した場合、交付を受けた年度から７年間を経過するまでの間は、再度この補助金の交付を受けることはできません。

５　補助金の申請時期

(1) ごみ集積所の整備や購入前に補助金交付申請書を提出していただく必要があります。
(2) 必ず補助金交付決定通知を受け取ってから実施してください。(補助金交付決定前に整備に着手、または購入している場合は補助金の対象外となります。)

６　留意事項

ごみ集積庫の設置可能な場所は、その土地の所有者や管理者から許可を受けた場所です。設置場所が許可された場所か確認をお願いします。市道や県道の場合は、許可書類の写しをご提出頂きます。

申請期限　令和８年１０月３０日（金）

※補助金の予算額に達し次第、申請の受付を終了します。

【問い合わせ先】
北秋田市役所市民生活部生活環境課環境推進係
Tel：0186-62-1110　Fax：0186-62-2880